

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月19日
【会社名】	カメイ株式会社
【英訳名】	KAMEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 亀井 文行
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区国分町三丁目 1番18号
【電話番号】	022(264)6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 小林 哲也
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区国分町三丁目 1番18号
【電話番号】	022(264)6112
【事務連絡者氏名】	管理部長 小林 哲也
【縦覧に供する場所】	カメイ株式会社岩手支店 (岩手県盛岡市湯沢十六地割15番地34) カメイ株式会社福島支店 (福島県郡山市長者三丁目 1番25号) カメイ株式会社東京支店 (東京都港区虎ノ門三丁目18番19号) カメイ株式会社横浜支店 (横浜市金沢区幸浦二丁目14番地 1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) (注) 上記の当社福島支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年12月16日付で、当社の単体及び連結の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象について、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。その記載事項の一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(2) 当該事象の内容並びに当該事象の単体損益及び連結損益に与える影響額

3【訂正内容】

訂正箇所には下線を付して表示しております。

(2) 当該事象の内容並びに当該事象の単体損益及び連結損益に与える影響額

(訂正前)

本株式交換により仙台コカ・コーラボトリングは当社の連結子会社ではなくなることから、平成27年3月期の連結決算においては、株式交換契約の締結に伴い、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第34項及び第38項に従い、子会社への投資に係る将来加算一時差異について繰延税金負債（法人税等調整額）約26億円を計上する予定であります。一方、本株式交換の効力発生（平成27年4月1日を予定）に伴う単体及び連結損益は、現時点においては未確定ですが、平成28年3月期第1四半期に計上することになります。

(訂正後)

本株式交換により仙台コカ・コーラボトリングは当社の連結子会社ではなくなることから、平成27年3月期の連結決算においては、株式交換契約の締結に伴い、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第34項及び第38項に従い、子会社への投資に係る将来加算一時差異について繰延税金負債（法人税等調整額）19億96百万円を計上いたしました。一方、本株式交換の効力発生（平成27年4月1日）に伴い、平成28年3月期第1四半期の単体損益において60億2百万円の特別利益、連結損益において2億16百万円の特別損失をそれぞれ計上する見込みであります。

以上